

平成30年1月5日  
国土交通省 東北地方整備局  
山形河川国道事務所  
酒田河川国道事務所  
新庄河川事務所  
最上川ダム統合管理事務所

## 最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更しました

国土交通省東北地方整備局では、平成25年7月洪水、平成26年7月洪水と2年連続で最上川中・上流（最上地域・村山地域・置賜地域）において浸水被害が発生したこと、平成27年9月の関東・東北豪雨により水防災意識社会を再構築する取り組みを行うこと、並びに整備計画策定後15年が経過し、社会情勢の変化・法律改正及び答申を踏まえ、最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更（平成30年1月5日）しましたのでお知らせいたします。

- ◇ これまでの経緯  
平成14年11月 最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）策定
  - ◇ 「最上川水系河川整備計画」の変更にあたっては、河川（治水・利水・環境等）に関する有識者を委員とした、「最上川水系流域委員会」において意見を伺いました。併せて、山形県知事から意見を伺いました。
  - ◇ さらに、はがき、FAX、インターネット等を通じたパブリックコメントを行い、地域の意見を本計画に反映するための取り組みを実施しました。
- ※「最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の本文や山形県知事からの意見は、山形河川国道事務所の下記ホームページのアドレスよりご覧いただけます。

〈山形河川国道事務所のホームページ〉 <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

＜発表記者會＞山形県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所  
TEL 023-688-8421（代表）  
副所長（河川） 水越 崇（内線204）  
調査第一課長 小出 博（内線351）

# 最上川水系河川整備計画の変更経緯

## ◆整備計画変更の背景

「最上川水系河川整備計画」は、河川法第16条に基づき、平成11年12月に策定された「最上川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定計画として平成14年11月に策定され、これまで、治水・利水・環境における目的が総合的に達成できるよう河川整備を実施してきました。

平成23年3月11日、東日本大震災（三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震）が発生したことを受け、最上川流域でも、本計画に地震、津波に関する対応を明記する必要があります。

また、平成25年7月洪水、平成26年7月洪水と2年連続で最上川中・上流において浸水被害が発生（最上地域・村山地域・置賜地域）したこと、平成27年9月関東・東北豪雨により水防災意識社会を再構築する取り組みを行うこと、並びに整備計画策定後15年が経過し、社会情勢の変化・法律改正及び新たな答申を踏まえ本計画の変更を行うものです。

## 最上川水系河川整備計画（変更）の経緯

最上川水系河川整備基本方針の決定（平成11年12月）

最上川水系河川整備計画の策定（平成14年11月） **整備計画策定**

平成23年3月11日  
東日本大震災発生

平成25年7月、平成26年7月洪水  
最上川中・上流部で浸水被害発生

平成27年9月関東・東北豪雨発生  
(水防災意識再構築の取組)

※計画策定後、15年間の社会情勢の変化、法律改正及び新たな答申等

最上川水系河川整備計画の変更（平成30年1月） **整備計画変更**

# 最上川水系河川整備計画【大臣管理区間】の主な変更内容について

## 最上川水系河川整備計画【変更】のポイント

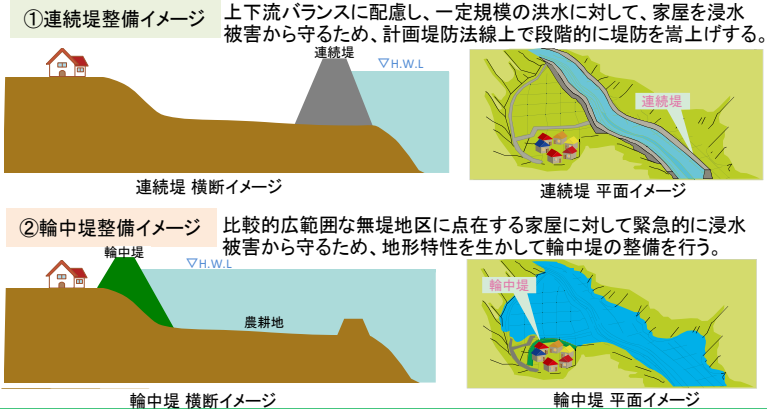
- ①整備計画策定以降に具体化した治水対策の反映
- ②整備計画策定以降の施策に対応した整備計画本文への反映
- ③その他の事項の見直し

## ①整備計画策定以降に具体化した治水対策の反映

### ●整備方針が具体化した治水対策箇所の明記

施工の制約が多い山間地の狭隘部等、住民との合意形成を図りつつ、地域特性及び地区毎のバランスに配慮した浸水対策を検討し、実施します。また、地域と一体となった防災活動を進めるため、関係機関と連携し、水防活動、避難活動等の防災拠点を整備します。

#### 【最上川中流部 堤防整備概念図】



#### 南陽防災拠点



## ②整備計画策定以降の施策に対応した整備計画本文への反映

### ●近年の社会情勢の変化を反映した内容の充実

大規模災害(H24.7九州北部豪雨、H27.9関東東北豪雨)を踏まえたハード対策(堤防の質的整備、危機管理ハード対策)について「実施に関する事項」の記載内容追加・変更します。

「河川津波対策について(H23.9)」、「水防法改正(H23.12)」等の施策を踏まえ、大規模地震への対応に関する「目標に関する事項」の明記、「実施に関する事項」の記載内容の充実します。

「水防法改正(H27.5)」、「水防災意識社会再構築ビジョン(H27.12)」等の法律改正や施策を踏まえ、「最上川大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、地域と連携して減災に係わる取り組みを実施していくことや超過洪水への対応等に関する「目標に関する事項」の明記、「実施に関する事項」の記載内容の充実します。

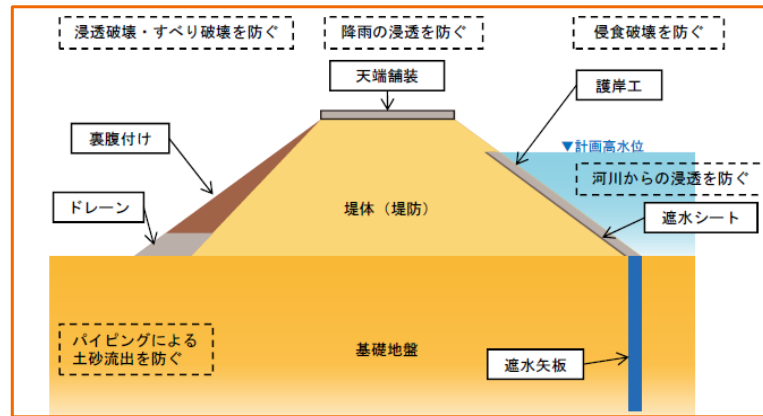


図 堤防質的整備の概念図

### ●河川の維持管理に関する「目標、実施に関する事項」の内容の充実

「安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について(H18.7)」等の施策を踏まえ、記載内容を充実します。

### ●河川環境に関する「目標、実施に関する事項」の内容の充実

「水源地域ビジョン策定要項(H13.4)」、「多自然川づくり基本指針(H18.10)」、「かわまちづくり支援制度(H21.5)」等の施策、地域づくりと連携し環境整備を行っていること等を踏まえ、記載内容を充実します。

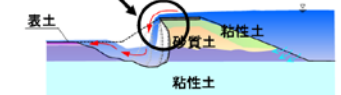
## ③その他の事項の見直し

### ●統計データ等の時点更新

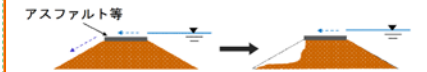
現在の最上川水系河川整備計画に記載している統計データ等の時点修正をします。

#### ○堤防天端の保護

堤防天端をブロック等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

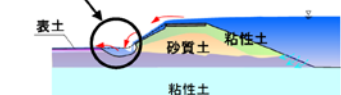


堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



#### ○堤防裏法尻の補強

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強

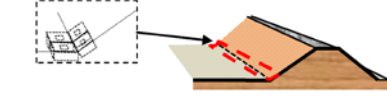


図 危機管理型ハード対策